

大妻女子大学試験に関する内規

昭和 49 年 4 月 1 日制定
令和 3 年 12 月 3 日改正
令和 4 年 2 月 16 日改正

(試験)

- 1 試験を区分して、「定期試験」と「隨時行う試験」とする。
- 2 定期試験は、学期末・学年末に実施する。定期試験の実施科目は、1週間前までに発表する。
- 3 履修登録をし、授業に出席した者でなければ受験資格を与えない。
- 4 問題用紙による試験のほか、オンライン上で実施する遠隔試験、論文またはレポート提出をもって試験に代えることがある。なお、科目によっては平常の学業成績をもって代えることがある。
- 5 各授業科目について、出席がその授業時数の 2/3 に達しない者及び授業料未納の者は、原則として受験資格を与えない。

(成績)

- 6 成績は、試験の結果と平常の学修状態を総合して決定する。
- 7 成績の評価基準は次のとおりである。

S…100 点～90 点
A…89 点～80 点
B…79 点～70 点
C…69 点～60 点
N…単位認定
D…59 点以下（不合格）
E…出席不足のため受験資格なし（再履修）
F…試験時欠席・レポート等未提出

- 8 成績評価に関するガイドラインについては別に定める。

(追試験・再試験)

- 9 教育実習・校外実習・病気・忌引・交通機関の事故・裁判員選任に伴う事項等やむを得ない理由により定期試験等を受験できなかった者は、所定の期間内に速やかに「追試験願」及び同理由について証明する書類を教育支援グループに提出しなければならない。その理由が妥当と認められ且つ「F（試験時欠席等）」の成績評価が付与された場合のみ、後日行われる 1 回限りの追試験を受けることができる。
- 10 追試験の成績評価方法は正規の試験に準ずる。
- 11 追試験の不合格者に対する再試験は行わない。
- 12 定期試験等を受験し「D（不合格）」の成績評価が付与された卒業年次生は、各学期 3 科目を上限として、所定の手続を経て後日行われる 1 回限りの再試験を受けることができる。
- 13 再試験の成績評価は「C」、「D」または「F」となる。
- 14 再試験の欠席者に対する追試験は行わない。
- 15 追試験・再試験を受験する者は、所定の受験料を納めて手続をしなければならない。

(試験の受験)

- 16 試験の受験に際しては、次の事項を厳守すること。
- (1) 受験の際は、必ず学生証を机上に掲示しておくこと。学生証がなければ受験することができない。
 - (2) 受験の際は、机の中には何も入れてはならない。
 - (3) 許可のあった場合を除き、教科書・ノート・辞書などを試験場に持ち込んだ場合は、これを一括して椅子の下に置くこと。
 - (4) 試験開始後 30 分以内の遅刻者には、受験を許可する。ただし、終了時間は延長しない。
 - (5) 試験場で許可なく物品の貸借をしてはならない。
 - (6) 試験開始後 30 分を経過しないうちは、退場することを許さない。
 - (7) 30 分経過後、答案を書き終わった者は、許可を得て退場することができる。なお、退場の際は監督者の指示に従うこと。
 - (8) 公正な態度で受験し、いささかでも他から疑問を持たれるような行為のないようにすること。

17 受験時、不正行為を行った者は、「試験における不正行為者の処罰に関する規程（平成 27 年 12 月 17 日制定）」に基づいて処置される。

(成績評価確認制度)

- 18 成績評価の確認を希望する者は、所定の期間内に「成績評価確認申請書」を教育支援グループに提出することで、授業担当者に成績評価の確認を申請することができる。
- 19 成績評価確認の申請に対する授業担当者からの回答に対して、申請者が再び確認を申請することはできない。

(内規の改廃)

20 この内規の改廃は、教務委員会の議を経て大妻女子大学運営会議において定める。

附 則

この規程は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 24 年 7 月 19 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、令和3年12月3日から施行する。

附 則（令和4年2月16日 大学教育推進機構委員会）

この規程の改正は、令和4年4月1日から施行する。